

## CCAMLR 第 38 回総会開催に向けて ASOC が CCAMLR に提出した 8 つの文書

2019 年 10 月 18 日

南極南大洋連合（ASOC）では 2019 年 10 月 21 日～11 月 1 日までオーストラリア、タスマニアにて開催される南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）第 38 回総会に向けて、8 つの文書を提出し、2020 年までに南極海の代表的な MPA システム設立の決定を目指し、事態を早急に進展させることを訴えました。

それら文書の要旨と 1 つの文書（全文）の和訳を以下に紹介します（FoE Japan 仮訳）。

お問い合わせ：[info@foejapan.org](mailto:info@foejapan.org)

### <文書一覧>

- CCAMLR-38/BG/43：CCAMLR への ASOC レポート（全訳）
- CCAMLR-38/BG/44：CCAMLR MPA（海洋保護区）とグローバルな気候危機および生物多様性危機
- CCAMLR-38/BG/45：CCAMLR・SIOFA（南インド洋漁業協定）間の協力における次のステップ
- CCAMLR-38/BG/46：CCAMLR における積み替えのモニタリングと管理の改善
- CCAMLR-38/BG/47：南極海漁船管理
- CCAMLR-38/BG/56：IPCC「変動する気候下の海洋・雪氷圏に関する特別報告書」：CCAMLR の対応義務
- SC-CAMLR-38/BG/22：生態系ベースのオキアミ漁管理における新時代をめざして
- SC-CAMLR-38/BG/24：クジラの研究および管理についての CCAMLR の考察の拡大

## ■CCAMLR-38/BG/43 : CCAMLR への ASOC レポート (全訳)

### 要旨

ASOC (南極南大洋連合) は、今回の CCAMLR 会合へ 7 通の背景報告書を投稿しており、その内容には海洋保護区、オキアミ漁管理、気候変動、船舶の安全、漁獲物の海上積み替え、メロ漁といった、CCAMLR の任務にかかわる種々の問題についての政策提言が盛り込まれています。CCAMLR 会期間を通じ、ASOC とそのメンバーグループは、南極保全を支援することを目的として、学術支援、一般市民向け啓蒙活動への従事、CCAMLR 利害関係者同士の話し合いの機会の促進など、様々な活動を実施してきました。CCAMLR は、進行中の気候危機および生物多様性危機に対応して、南極海の長期的保全達成のため即座に対策を講じなければなりません。

### はじめに

CCAMLR 第 38 回年次会合へ参加する機会を得たことに ASOC は感謝します。ASOC は、委員会 (南極海洋生物資源保存委員会) の任務との関連の深い種々の問題について、7 通の背景報告書を投稿しており、それらは海洋保護区、オキアミ漁管理、気候変動、船舶の安全、漁獲物の海上積み替え、メロ漁といったテーマに言及しています。CCAMLR 会期間を通じ、ASOC とそのメンバーグループは、南極の保全・保存の強化のため学術支援、一般市民向け啓蒙活動への従事、南極をめぐる利害関係者同士での重要事項の話し合いの機会の促進などの活動を実施してきました。

進行中の気候危機および生物多様性危機に関するニュースを、ASOC は綿密に追ってきました。CCAMLR には、それら海洋への地球規模の脅威の数々への対応として果たすべき、明確な役割があります。科学的エビデンスは歴然としており、もはや私たちが漁業その他の活動を先に順応させてから海洋保護に取り組むことが可能であるかのように振る舞えないことは、明白です。実際私たちは、海洋のもたらす多くの生態系サービスを維持することを望むのであれば、保護と保全とを最優先しなければならないのです。ASOC は CCAMLR が南極海の全面的かつ長期的な保全を成し遂げることを支持しますが、迅速な行動を求めます。

### ASOC の主要な優先事項および諸活動

#### 南極海における代表的な海洋保護区システムの指定

ASOC は、CCAMLR が南極海における MPA システム構築という公約の実現に向け、早急に行動せねばならないと確信しています。今回の会合で CCAMLR は、提案されている東南極、西ウェッデル海、および南極半島の MPA を指定すべきです。ASOC は、他の計画海域に関する提案の作成も奨励します。大規模、禁漁、かつ無期限の MPA の必要性を裏づける科学的知見は明白です。ASOC は、CCAMLR 加盟国が短期的な漁業の面での利益を脇に置き、意義のある MPA を制定することを望みます (詳細については別紙 CCAMLR-38/BG/44

をご覧ください。

MPA 制定促進のため、ASOC とそのメンバーは年間を通じて様々な活動に従事してきました。そうした活動のハイライトをここに紹介します：

ASOC と WWF の代表者が CCAMLR ウェブサイト上で海域 1 の専門家グループ・ディスカッションに参加し、海域 1 (D1) の MPA に向けた潜在的な道筋を参加者の人々と議論する機会に恵まれました。

Pew は、MPA の展開に関する様々な科学調査プロジェクトを支援したほか、「アンタークティカ 2020」を支援しました。「アンタークティカ 2020」は、2020 年までに 700 万 km<sup>2</sup>以上の海洋を保護することを使命とする、スラヴァ・フェチソフ氏 (元ロシアスポーツ相)、ホセ・マリア・フィゲーレス氏 (元コスタリカ大統領)、シルヴィア・アール女史 (著名な海洋探検家、保全活動家) といった影響力の高い人々から成るグループです。これらの人々の幾名かが、南極半島の MPA 創設を議論するために 2019 年 1 月にチリのピネラ大統領とともに南極を訪問しています。

グリーンピースは、南極海を含む世界の海洋の 30%が 2030 年までに禁漁の海洋サンクチュアリとして保護されるべきであるという野心的ビジョンを描いた報告書「30 by 30」を発表しました。この報告書では「その必要性は緊急なものであり、手段は容易に得られる。必要とされるのは政治的意志だけである」<sup>1</sup>と述べられています。グリーンピースはまた、この海洋サンクチュアリの制定を促進するための、北極から南極への船の旅を開始しており、2020 年初期には南極を訪れる予定です。

WWF は過去 12 か月間にわたり、保全科学プロジェクトを支援し、南極各地のオキアミ、ヒゲクジラ類、ペンギン類、アザラシ類を研究し、その成果を学術誌「Nature Climate Change」で複数の論文として発表しました。こうしたプロジェクトは MPA 計画と将来のモニタリングにとって有益な情報源となります。2019 年には、WWF は南極海における気候変動の影響ならびに早急かつ自然に基づいた解決策を強調する新たな報告書を作成しており、そうした解決策のひとつが、CCAMLR 加盟国が気候危機への対応として創設すべき MPA となっています。

ASOC は、そのメンバー組織である Greenovation Hub、Citizens' Institute for Environmental Studies (韓国市民環境研究所) -Korean Federation of Environmental Movements (韓国環境運動連合) (CIES-KFEM)、国際環境 NGO FoE Japan とともに、ソウル (韓国)、青島 (中国) で MPA 科学ワークショップを開催しました。中国でのワークショップは、国家海洋局第一研究所と共催しました。これらのワークショップは、科学者、政策立案者、NGO の面々が集まり、東アジアと南極における MPA の科学的・管理的側面について議論する場となりました。

#### オキアミ漁の、生態系に基づく管理の強化

ASOC は CCAMLR と CCAMLR 科学委員会に対し、オキアミ漁管理を改善するための数々のアクションを起こ

すことを求めます。これは、CCAMLR 科学委員会が、WG-EMM (Working Group on Ecosystem Monitoring and Management / 生態系モニタリング・管理のワーキンググループ) の提案した作業計画を承認し、同作業計画の実施を優先事項とすることを含んでいます (詳細については別紙 SC-CAMLR-38/BG/22 をご覧ください)。

オキアミ漁の管理措置策定において EMM (生態系モニタリング・管理) および CCAMLR 科学委員会をサポートするために、Pew チャリタブル・トラストと WWF (ARK - *Association of Responsible Krill Harvesting Companies* [責任あるオキアミ漁業者の協会] - とともに) は 2019 年、フランスのコンカルノーでワークショップを開催しました。このワークショップは、産業界、自然科学学界、NGO の利害関係者を集め、将来のオキアミ漁管理への考え得るアプローチについての活発な議論を促す対話形式の構成を用いました。1 週間にわたり、参加者は協力してオキアミ漁のビジョンを発展させました。Pew と WWF は、オキアミ漁管理に関する 2019 年の生態系モニタリング・管理ワーキンググループの議論の有益な情報源となったこのワークショップを支援できたことを光榮に思います。

### 気候変動と海洋酸性化への対応

ASOC は、気候変動が世界的な緊急問題であり、CCAMLR の業務のすべての関連分野において考慮に値すると確信しています。MPA の制定と、高度に予防的で生態系に基づいた漁業管理へのアプローチの実施は、変動する気候のもとで南極の海洋生態系の弾力性を確保する上で必須です。CCAMLR が、手続き上の小さな問題を脇に置き、すべての決定において気候科学が考慮されるのを確実にすることが重要です。

### 条約区域における漁獲物の海上積み替えのモニタリングと管理

昨年の第 37 回 CCAMLR 年次会合で強調されたように、CCAMLR は、漁獲物の海上積み替えのモニタリングと管理のための強力で効果的な体制を持つことにおいて、いくつかの地域漁業管理機関に遅れを取っています。そのうえ、第 2 次実績評価パネルは、漁獲物の海上積み替えを「著しい隙間、ギャップ」と特定しています。漁獲物の海上積み替えが規制回避の手段となるのを防ぐことに世界的な関心が高まっています。CCAMLR が法令遵守のリーダーでありつづけようとするならば、漁獲物のすべての海上積み替えのモニタリングや統一された報告書式の作成を含め、この活動に対するより厳格な管理を実施せねばなりません (詳細については別紙 CCAMLR-38/BG/46 をご覧ください)。

Pew チャリタブル・トラストと WWF は、2019 年 5 月に「地域漁業管理機関における透明性の達成および IUU 漁業 (違法・無報告・無規制漁業) との闘い」と題した報告書を発表した連合に加わっています。同報告書は CCAMLR に直接言及するものではありませんが、漁業管理と法令遵守に責任を有する組織にとって有用な数々の提言を挙げています。同報告書は「強力で、合法で、立証可能な海産物サプライチェーンを確実なものとするために、漁獲物の海上積み替えの明確な規則が必須である」と強調し、もし関係機関が漁獲物の海上積み替えに対する厳格なモニタリングと報告義務とを制定できない場合は「海上での漁獲物の積み替えを禁止し、積み替えは港湾のみで行われるべきである」<sup>2</sup>と提案しています。

### 隣接する地域漁業管理機関との効果的なコーディネーション

ASOC は、南インド洋漁業協定 (SIOFA) ・ CCAMLR 間で海域をまたいで分布する魚類資源の漁獲の問題を追ってきました。ASOC はまた、CCAMLR と SIOFA に、両機関の 2018 年の合意の条項を実施するための専門ワークショップを可及的速やかに開催するよう求めてきました。さらに、CCAMLR は SIOFA に対し、混獲や、脆弱な海洋生態系 (VME) の保護に関する抜け穴を根絶するために CCAMLR と同等の保全措置を採択するよう促すべきです (詳細については CCAMLR-38/BG/45 をご覧ください)。とりわけ、CCAMLR は隣接する区域で条約を軽んじてはならないという加盟国の義務を再確認し、追加的な専門ワークショップやデータ共有を含め、区域をまたいで分布するメロ類の管理措置の調和を確実に実現するための手段を早急に講じるべきです。

### クジラ類の役割の CCAMLR 業務への組み入れ

ASOC メンバー諸団体は、オキアミ漁管理の進歩と MPA の展開に役立つとの期待を抱き、クジラ類の生息数や行動、採餌生態の理解に関連する数々のプロジェクトを支援しています。生態系を保全するという CCAMLR の義務を果たすのに加えて、クジラ類を保護することは、海洋への栄養の供給や炭素の隔離といった、クジラ類のもたらす重要な生態系サービスを保護することにつながります。ASOC は、CCAMLR がこれらのプロジェクトや他のクジラ類の調査を CCAMLR 科学委員会のアドバイスおよび保全措置へ組み込むことを奨励します (詳細については別紙 SC-CAMLR-38/BG/24 をご覧ください)。

### 漁船の安全性の向上

ASOC は極海コードに関する IMO 会合に参加し、極海コード第 2 フェーズに漁船を含めることを今後も擁護していきます。ASOC は CCAMLR 加盟国に対し、IMO における第 2 フェーズの交渉に全面的に従事し、以下を行うことを奨励します: 第 2 フェーズにおける CCAMLR の従事を促進するため IMO の海上安全委員会および関連する専門小委員会に CCAMLR のオブザーバーを任命する、船舶由来の海洋プラスチックによる脅威に取り組むアクションを IMO を通じて支援する、船舶が海洋哺乳類におよぼす影響の管理・緩和に参考となるようデータの収集・分析を支援する (詳細については別紙 CCAMLR-38/BG/47 をご覧ください)。

## ■ CCAMLR-38/BG/44 : CCAMLR MPA (海洋保護区) とグローバルな気候危機および生物多様性危機

### 要旨

世界は気候危機と生物多様性危機のさなかにあります。複数の国際的な目標が、生物多様性の損失を抑制するためにグローバルな MPA ネットワークを求めており、第 1 次ならびに第 2 次の CCAMLR 実績評価パネル（それぞれ 2008 年、2017 年に実施）は CCAMLR に MPA の取りくみを前進させるよう勧告しています。MPA の議論が開始され 20 年近くが経ちますが、CCAMLR の MPA のシステムには大幅なギャップがあります。これは、条約水域の海洋生物の保全に対してのみならず、グローバルな気候危機および生物多様性危機への対応にも影響をおよぼします。ASOC は CCAMLR に対し、2020 年までに MPA の代表的システムの大部分を実現するよう求め、具体的には以下をおこなうよう勧告します：

1. 気候危機および生物多様性危機を認識し、よく設計された、無期限で、大規模禁漁区域をもつ強固な MPA の採択に尽力する
2. 東南極 MPA 案を、MacRobertson、Drygalski、および D'Urville Sea-Mertz 海域をふくめ、無期限としてただちに採択する
3. ウェッデル海 MPA の第 1 フェーズを 2019 年に、第 2 フェーズを遅くとも 2023 年以前に、それぞれ採択する。第 1、第 2 フェーズとも無期限とすべきである
4. 海域 1 (D1) の MPA を、保全目標達成に不可欠であるとこれまでに特定されているすべての海域への禁漁区域の拡張をふくめ、無期限として 2019 年に採択する
5. 海域 9 (D9) をふくめ、(条約海域の「生態系の代表的な海洋保護区ネットワークの構築」という CCAMLR の目標に比して) まだ代表的区域で MPA が指定または提案されていない条約海域に MPA を展開する

## ■ CCAMLR-38/BG/45 : CCAMLR・SIOFA（南インド洋漁業協定）間の協力における次のステップ

### 要旨

CCAMLR と南インド洋漁業協定 (SIOFA) は昨年、両機関の複数分野における協力をふくむ協定に署名しました。しかし、このプロセスが完了する以前に、両機関の管理海域をまたいで分布するメロ資源に対して SIOFA 側の海域で著しい漁獲が行われました。ASOC はそのような漁獲を両機関の協定や南極海洋生物資源保存条約の精神にそぐわないものと考え、CCAMLR に以下の措置を講じるよう求めます：

- ・ CCAMLR・SIOFA 合同のテクニカルワークショップを可及的速やかに開催し、両組織間の協定に明記されている協力を前進させる
- ・ SIOFA に対し、次回締約国会議 (MoP) で、メロ漁に関するすべての CCAMLR CM と同じ実質的な規定を有する「保全管理措置」 (Conservation and Management Measure, CMM) を発効させるよう求める
- ・ 海域をまたいで分布する魚類資源を CCAMLR 隣接海域で漁獲する CCAMLR 加盟諸国にはすべての CCAMLR 保全措置 (CM) に従う責任があることを明確にする保全措置を発効させる
- ・ 海域をまたいで分布するメロ資源の SIOFA 海域における総漁獲可能量 (TAC) の根拠として、メロ類の総漁獲可能量 (TAC) を設定する CCAMLR プロセスを採用するよう SIOFA に求める

## ■CCAMLR-38/BG/46：CCAMLRにおける積み替えのモニタリングと管理の改善

### 要旨

積み替えのモニタリング・管理の改善は CCAMLR の主要な問題であり続けています。第 2 次 CCAMLR 実績評価パネル (PR2) は CCAMLR に対し、積み替えに関する対策を講じるよう勧告していますが、まだ始まっていません。ASOC は、CCAMLR がどのようにしてそれら第 2 次実績評価パネルの勧告を実施し、この分野におけるリーダーとなることができるかについて、詳細を提言書で述べています。提言の概要は以下のとおりです。

- ・ 非締約国 (non-Contracting parties, NCP) に自国船舶の非遵守への責任を課す CCAMLR の能力が限られていることを鑑み、NCP の運搬船／輸送船舶が積み替え許可を得るのを防止する
- ・ 船舶間で報告の一貫性を確保するため、統一された積み替え申請書を開発し、その使用を義務づける。これは、大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)、インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)、西部および中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存および管理に関する条約 (WCPFC)、全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC) などの多くの地域漁業管理機関 (RFMO) において必須要件とされている
- ・ 積み替えに関する 100 パーセントの船舶監視システム (VMS) 報告、および、輸送船上も含め積み替えの 100 パーセントでのオブザーバーによる監視を義務づける
- ・ 条約海域における漁獲の全面的透明性をもたらすため、積み替えに関する年次報告書を実施遵守常任委員会 (SCIC) へ提供する



## ■CCAMLR-38/BG/47：南極海漁船管理

### 要旨

本ペーパーは、漁船を含む非 SOLAS 船舶(Safety of Life At Sea=SOLAS、海上における人命の安全のための国際条約)のための国際海事機関 (IMO) による安全措置策定の最新動向を紹介し、IMO 極海コードの実施をめざすイニシアチブに言及します。また、船舶由来の海洋プラスチック汚染に対処する IMO アクションプランの進展についても詳述します。ASOC は CCAMLR とその加盟諸国に対し、以下のことなどを行い、漁船に関連する分野における IMO・南極条約体制間の協力拡大に貢献するよう求めます：

- ・ 非 SOLAS 船舶のために採択されるあらゆる勧告や義務の規定が、南緯 60° 以南の南極域で「目的に合致」(fit for purpose) することを確実にするため、IMO における交渉に全面的に従事する
- ・ 極海で操業する漁船に関するガイドラインおよび義務的措置の策定への CCAMLR の取りくみを促進するため、IMO の海上安全委員会および関連する専門家分科委員会に CCAMLR オブザーバーを任命する
- ・ 船舶由来の海洋プラスチックの脅威に対処するために、IMO を通じて緊急かつ効果的な行動を支援する
- ・ 南極の水域で操業する船舶による海獣遭遇・衝突回避計画などの、船舶が海洋性哺乳類におよぼす影響の管理および緩和に参考となるよう、データの収集・分析を支援する

CCAMLR は、さらに以下を行う必要があります。

- ・ 北極評議会の「北極海海運に関するベストプラクティスに関する情報フォーラム」の運用開始を鑑み、ベストプラクティスの交流において有意義に協働することに合意する

加えて、ASOC は決議 20/XXII について、CCAMLR 加盟国が最低でも ICE-1C もしくはそれ以上のアイスクラス（対氷等級）基準を満たす漁船にのみライセンスを与えたとの保全措置に置き換えて強化することの重要性を強調します。

## ■CCAMLR-38/BG/56：IPCC「変動する気候下の海洋・雪氷圏に関する特別報告書」：CCAMLRの対応義務

### 要旨

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の最新報告書は「変動する気候下の海洋・雪氷圏に関する特別報告書」（SROCC）です。同報告書は、気候変動が海洋と極圏におよぼす壊滅的な影響の数々を明確にする科学的根拠を収集したものです。本ペーパーで、ASOCは同報告書の主な所見の概要を述べるほか、増大する気候変動の環境危機と生物多様性の喪失とに対処するためにCCAMLRが以下のような断固たる行動を通じて集団的責任を果たすよう勧告しています。

1. 即座の対応として、計画されたMPAの代表的システムを、気候変動への弾力性強化のために設計された区域をふくめ完成させる
2. 漁獲限度を設定する際や、すべてのワーキングペーパーや漁業報告書の保全措置や影響評価書を承認する際に、気候変動情報をふくむ気候変動対応プランを完成させ、合意する
3. 南極の生態系に生じる気候関連の変化、例えば海洋の熱吸収、海洋酸性化、生態系や種の変化などに関する調査に尽力し、得られた情報を予防的保全措置に組み込む

**■SC-CAMLR-38/BG/22：生態系ベースのオキアミ漁管理における新時代をめざして**

## 要旨

南極でのオキアミ漁の生態系ベース管理にむけて前進し、(南極の海洋生物資源の保存(保全)を特に目的とする)条約第2条の要件を満たすため、ASOCは以下を勧告します：

- CCAMLR 科学委員会は、WG-EMM (Working Group on Ecosystem Monitoring and Management/生態系モニタリング・管理のワーキンググループ) の提案したワークプランを是認し、保全措置 (CM) 51-07 の改定を可能にするためのワークプランの実施を優先させる
- CCAMLR 科学委員会は、副区域あるいはさらに微細なスケールの資源評価を定期的実施する必要のあることに合意し、2000年の調査と2019年の調査の間に存在する手法の不一致を一致させ、今後のあらゆる調査にさきがけて統一的調査手法を開発する
- CCAMLR 科学委員会は以下をふくむオキアミ漁獲報告への変更について助言する：1) 船上での加工によって積み替え時に重量の差異が生じていても漁獲量を正確に報告できる手法の開発、2) 各種幼魚やコオリオキアミの案内書がSISO (Scheme of International Scientific Observation、国際科学観測スキーム) オブザーバーに提供されるようにする、3) 継続的な中層トロール手法における2時間間隔の混獲報告の手法を確立する
- CCAMLR は、継続的な中層トロール漁具に2時間間隔の漁獲高推定の合意された手法を組み込むために、CM 21-03 を再検討する
- CCAMLR 科学委員会は、CCAMLR の増大する生態系モニタリング要件を考慮し、CCAMLR 生態系モニタリングプログラム (CCAMLR Ecosystem Monitoring Programme, CEMP) の包括的再検討をおこなうための技術的ワークショップを手配する

## ■SC-CAMLR-38/BG/24：クジラの研究および管理についての CCAMLR の考察の拡大

### 要旨

2017 年、CCAMLR 第 2 次実績評価パネルは、「オキアミとクジラ類の関係はさらに大きな注目を必要とし得る」と勧告しました (CCAMLR-XXXVI/01)。クジラ類の状況の理解には、このところ顕著な進歩がみられています。その内容の多くは、CCAMLR の科学面や管理面に有意義なものです。CCAMLR はオキアミ漁管理の進展や海洋保護区 (MPA) ネットワークの展開に従事しており、クジラ類の採食分布や個体数、行動などのクジラ生態学の情報を CCAMLR 科学委員会の助言や CCAMLR 保全措置に取り入れることがきわめて重要です。

そのため、ASOC は CCAMLR に以下を勧告します：

- ・ オキアミ漁管理と MPA 設計において、ザトウクジラ、ナガスクジラ、イワシクジラ、シロナガスクジラ、ミンククジラなどのヒゲクジラ類の採餌ニーズに関する最新かつ最善の科学的知見を考慮する
- ・ IWC-SORP (IWC の南極海調査プログラム) に CCAMLR 科学委員会への参加を要請するなど、CCAMLR と国際捕鯨委員会 (IWC) の科学者との間の正式な協力や知識の共有を増大させる
- ・ クジラ類を CCAMLR 生態系モニタリングプログラム (CEMP) に組み込むことができるよう、南極海関連のさらなる研究、協力、およびデータ共有に関する共通の課題に合意するための CCAMLR・IWC 合同ワークショップを実施する
- ・ 南極の水域で操業する船舶による回避計画をふくむ、船舶が海洋性哺乳類におよぼす影響の管理および緩和の参考となるよう、データの収集・分析を支援する